

上山市議会会議録

第 5 1 7 回定例会

本会議 2 日目

(令和 3 年 1 1 月 3 0 日)

令和3年11月30日（火曜日） 午前10時 開議

議事日程第2号

令和3年11月30日（火曜日）午前10時 開議

（追加議案）

日程第 1 議第66号 上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議第67号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（散 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員氏名

出席議員（15人）

1番	長	澤	長右衛門	議員	2番	石	山	正	明	議員		
3番	佐	藤	光 義	議員	4番	守	岡		等	議員		
5番	高	橋	要 市	議員	6番	棚	井	裕	一	議員		
7番	谷	江	正 照	議員	8番	尾	形	み	ち	子	議員	
9番	川	口		豊	議員	10番	中	川	と	み	子	議員
11番	神	保	光 一	議員	12番	枝	松	直	樹	議員		
13番	川	崎	朋 巳	議員	14番	高	橋	義	明	議員		
15番	大	沢	芳 朋	議員								

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛	市 長	山 本 幸 靖	副 市 長
尾 形 俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 局長	富 士 英 樹	市政戦略課長
鈴 木 英 夫	財 政 課 長	前 田 豊 孝	税 務 課 長
佐 藤 毅	市民生活課長	鈴 木 直 美	健康推進課長
鏡 裕 一	福 祉 課 長	齋 藤 智 子	子ども子育て課長
木 村 昌 光	商 工 課 長	安 田 紀 之	観光・ブランド 推進 課 長
漆 山 徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 局長	須 貝 信 亮	建 設 課 長
横 戸 利 平	上下水道課長	武 田 浩	会 計 管 理 者 (兼)会 計 課 長
黒 田 彰 久	消 防 長	横 戸 隆	教 育 委 員 会 長
土 屋 光 博	教 育 委 員 会 長	塚 原 洋 樹	教 育 委 員 会 長
大 澤 泰 雄	教 育 委 員 会 長	高 橋 秀 典	教 育 委 員 会 長
板 垣 郁 子	選挙管理委員会 選 委 員 会 長	木 村 辰 也	農 業 委 員 会 長
大 和 啓	監 査 委 員	舟 越 信 弘	監 査 委 員 会 長

事 務 局 職 員 出 席 者

金 沢 直 之	事 務 局 長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

開 議

○長澤長右衛門議長 本日は休会の日であります
すが、議事の都合により特に会議を開きます。

出席議員は定足数に達しておりますので、こ
れより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしてありま
す議事日程第2号によって進めます。

初めに、本日の議事運営等について議会運営
委員長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る１１月２９日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第２号について協議いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

初めに、追加議案であります、条例案２件についてそれぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたし、本日は以上をもって散会することにいたしました。

また、本日の議事日程を編成したことにより１２月５日の議事日程を議事日程第３号とすることにしておりますので、併せて報告いたします。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 お諮りいたします。

本日の議事運営について、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

**日程第１ 議第６６号 上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**  
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第１、議第６６号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第６６号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、山形県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給月数の改定を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 庶務課長。

〔尾形俊幸庶務課長 登壇〕

○尾形俊幸庶務課長 命によりまして、議第６６号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

追加議案書の１ページをお開き願います。

このたびの改正は、山形県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給月数の改定を行うため提案するものであります。

令和３年１０月７日に出了されました山形県人事委員会の勧告では、県内の民間企業と県職員とを比較をし、特別給の支給月数について０．１２月分上回っていたことから、４．３５月から４．２５月に０．１０月分引き下げ、また再任用職員については２．３月から２．２５月に０．０５月分引き下げ、当該引下げ分を期末手当から引き下げる勧告が出されたものであります。

初めに、第１条の改正内容について御説明申し上げます。

第1条は、令和3年12月における期末手当の支給月数を改正するものであります。

改正後、改正前の表を御覧ください。

第16条第2項であります。期末手当の支給月数について、「100分の127.5」としているものを「100分の117.5」に改め、12月の支給月数を0.10月引き下げ、この結果、令和3年度の年間支給月数を100分の255から100分の245とするものであります。

次に、同条第3項であります。第2項の改正に伴い、読替え前の条文を改正するとともに、再任用職員の期末手当の支給月数について「100分の72.5」としているものを「100分の67.5」に改め、12月の支給月数を0.05月引き下げ、この結果、年間支給月数を100分の145から100分の140とするものであります。

続きまして、第2条の改正内容について御説明申し上げます。

第2条では、令和4年度以降における期末手当について、第1条で引き下げた期末手当の支給月数を6月と12月で平準化するものであります。

2ページを御覧ください。

第16条第2項であります。期末手当の支給月数について「100分の117.5」としているものを「100分の122.5」に改めるものであります。

次に、同条第3項であります。第2項の改正に伴い、読替え前の条文を改正するとともに、再任用職員の期末手当の支給月数について「100分の67.5」としているものを「100分の70」に改めるものであります。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則につきましては、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行することを規定するものであります。

ただし、第2条の規定、つまり期末手当の平準化に関する規定は、令和4年4月1日から施行とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 3番佐藤光義議員。

○3番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第66号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま3番佐藤光義議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第66号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認

めます。

よって、採決いたします。

議第66号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第2 議第67号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第2、議第67号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第67号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。山形県特別職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 庶務課長。

〔尾形俊幸庶務課長 登壇〕

○尾形俊幸庶務課長 命によりまして、議第67号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお開き願います。

このたびの改正は、山形県特別職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

内容につきましては、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を、山形県の特別職の支給月数と同様に0.05月引き下げるものであります。

初めに、第1条の改正内容について御説明申し上げます。

第1条は、令和3年12月における期末手当の支給月数を改正するものであります。

改正後、改正前の表を御覧ください。

第4条であります。常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当の支給については、一般職の給与条例の規定の例によるものと定めているもので、支給月数については、一般職の給与条例第16条第2項で定めている支給月数を読み替える規定となっており、「100分の127.5」とあるのは「100分の162.5」としているものを「100分の117.5」とあるのは「100分の157.5」に改めるものであります。

次に、第7条であります。市議会議員の期末手当について定めているものであります。

同様に、「100分の127.5」とあるのは「100分の162.5」としているものを、「100分の117.5」とあるのは「100分の157.5」に改めるもので、これらの改正により、令和3年度の年間支給月数を

0.05月引き下げ、100分の325から100分の320とするものであります。

次に、第2条の改正内容について御説明申し上げますので、4ページを御覧ください。

第2条では、令和4年度以降における期末手当について、第1条で引き下げた期末手当の支給月数を6月と12月で平準化するものであります。

第4条であります、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、「100分の117.5」とあるのは「100分の157.5」としているものを、「100分の122.5」とあるのは「100分の160」と改めるものであります。

また、第7条につきましても、同様に、市議会議員の期末手当の支給月数について、6月と12月で平準化する改正となっております。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則につきましては、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行することを規定するものであります。

ただし、第2条の規定、つまり期末手当の平準化に関する規定は、令和4年4月1日から施行とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 3番佐藤光義議員。

○3番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第67号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま3番佐藤光義議

員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第67号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第67号上市市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決することに決しました。

散 会

○長澤長右衛門議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時16分 散 会

